

# 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令(案)に対する意見募集の結果の公示及び政令の公布

# 地域防災室

## 1 非常勤消防団員等に係る損害補償について

非常勤の消防団員は、日常的には各自の職業に従事しながら、火災・風水害等の災害が発生した場合には、消火・人命救助といった職務に従事することとなります。消防団員が危険に直面しても後顧の憂なく十分に活動できる体制を整備するため、消防団員の公務上の損害については、消防組織法(昭和22年法律第226号)第24条において、損害を受けた消防団員又はその者の遺族に対し、市町村が、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準に定める政令(昭和31年政令第335号。以下「基準政令」という。)で定める基準に従い、条例で定めるところにより補償しなければならないこととされています。

また、消防作業に従事し、又は救急業務に協力した一般民間人が公務上の災害により受けた損害等については消防法(昭和23年法律第186号)第36条の3により、水防団員等が公務上の災害により受けた損害等については水防法第6条の2により、非常勤の消防団員と同様にその補償について規定されています。

# 2 損害補償に係る補償基礎額について

基準政令で定める損害補償の支給額については、一部の補償を除き、基準政令別表に定める補償基礎額を基礎とし、これに一定の割合又は日数を乗じて算定されるよう定められています。この補償基礎額は、常勤の公務員

等の公務上の損害補償について定めた国家公務員災害補償法(昭和26年6月2日法律第191号)及び地方公務員災害補償法の「平均給与額」に相当するものですが、「平均給与額」が本来常勤職員の一日分の給与を示すものであるのに対し、「補償基礎額」は、消防団員のその職務の報酬が対価としての意味を持ち得ないこと、消防団員が一般地域住民から構成され、その収入や日額も千差万別であることから、常勤職員のように平均給与額を算出することが困難であるため、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。)に規定されている俸給額を日額換算した額をもって、いわゆる「日当」に相当する額として擬制したものとなっています。

また、基準政令第2条第3項の各号に掲げる者で、災害発生日において他に生計のみちがなく、主として非常勤消防団員等の扶養を受けていた者がある場合には、補償基礎額に一定の金額を加算することとされていますが、この額は、給与法に定められている扶養手当支給額を日額換算(扶養手当支給額を30で除し、1円未満を四捨五入したもの)となっています。

#### 補償基礎額(基準政令第2条第2項第1号、別表)

階級	勤務年数			
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上	
団長・副団長	12,400円	13,300円	14,200円	
分団長・副分団長	10,600円	11,500円	12,400円	
部長・班長・団員	8,800円	9,700円	10,600円	





#### ・改正前の扶養親族がある場合の補償基礎額の加算額(基準政令第2条第3項)

政令における号	第1号	第2号	第3号	第4号	第5号	
区分	配偶者 (婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)	配偶者以外の扶養親族				
		22歳に達する日 以後の最初の3 月31日までの間 にある子及び孫	60歳以上の父母 及び祖父母	22歳に達する日 以後の最初の3 月31日までの間 にある弟妹	重度心身障害者	
加算額	433円	217円				
配偶者がない場合 の加算額 (扶養親族 のうち1人に限る)	_	367円				

### 3 政令改正の内容

平成28年8月8日、人事院が一般職の国家公務員の給与改定について国会及び内閣に対し勧告・意見を申し出、政府は、人事院勧告・意見どおりの実施を閣議決定しました。これを受けて平成28年11月24日に給与法が改正されたことに伴い、平成29年度の扶養手当支給額が改定されることとなりました。上述のとおり、基準政令第2条第3項で定められている、扶養親族がある場合の補償基礎額の加算額は、給与法の扶養手当支給額を日額換算したものであることから、給与法における扶養手当支給額の改定を受け、下表のとおり改定することとなりました。

## 4 政令 (案)に対する意見募集及び政令の公布について

消防庁では、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令(案)の内容について、平成29年2月9日から平成29年3月10日までの間、国民の皆様から広く意見募集を実施しました。その結果、意見の提出はありませんでした。

意見公募の結果も踏まえ、平成29年3月29日、非常 勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部 を改正する政令を公布しました。

政令	合における号	第1号	第2号	第3号	第4号	第5号	第6号
	区分	配偶者 (婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)	22歳に達する日以後 の最初の3月31日ま での間にある子	22歳に達する日以後 の最初の3月31日ま での間にある孫	60歳以上の父母及び 祖父母	22歳に達する日以後 の最初の3月31日ま での間にある弟妹	重度心身障害者
平	加算額	433円	217円	217円			
平成28前年度	配偶者がない場合 の加算額 (扶養親族 のうち1人に限る)	_	367円	367円			
<u> </u>	加算額	333円	267円	217円			
	配偶者がない場合の 加算額(扶養親族の うち1人に限る)	_	333円	_			
	配偶者及び扶養親族 に係る子がない場合 の加算額(扶養親族 のうち1人に限る)	_	_	300円			

#### 問合わせ先

消防庁国民保護·防災部防災課地域防災室 森課長補佐·古内 TEL: 03-5253-7561